

1 . 事業の概要

低濃度 P C B 汚染物は、電気機器として約 120 万台と推計されているが、分解すべき P C B の量そのものはわずかであることから、その処理に当たっては、安全性の確保を前提としつつ、P C B を使用した高圧トランス等の処理に採用されている化学処理方法に加え、既存の処理技術の適用についても検討を行い、効率的な処理を行うことが必要である。

この処理方策については、現在中央環境審議会で審議がなされているところ、下記のような提言がなされている。

処理の安全性を確認するための無害化処理の実証試験の実施

廃棄物処理法における無害化処理に係る特例制度を活用した処理の推進
短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の活用及び技術開発の推進
全容を踏まえた計画的な処理の推進

上記のような指摘に基づき、低濃度 P C B 汚染物の処理に向けた各種事業を実施する。

2 . 事業計画

- (1) 処理の安全性を確認するための無害化処理の実証試験の実施
- (2) 廃棄物処理法における無害化処理に係る認定に関する体制整備

3 . 施策の効果

現在、多量に存在すると推計される低濃度 P C B 汚染物について、無害化処理の認定の体制整備の充実により、効率的かつ確実な処理体制が構築される。